

給食(配茶・下処理等)業務委託仕様書

受託者（以下乙という。）は、この仕様書の定めるところにより、岩手県立中央病院（以下甲という。）の配茶・下処理等業務を実施するものとする。

1 委託業務の実施場所

岩手県立中央病院 岩手県盛岡市上田 1-4-1

2 委託の基本条件

(1) 業務上の留意点

病院の食事は、医療の一環として提供されるべきものであるという観点に立って、「入院時食事療養の新設に伴う実施上の留意事項について」の通知（平成6年8月5日付け保険発第104号）による適時適温給食を行うものである。

(2) 給食数

ア 病床数 685床（一般685床）

イ 入院患者数(見込み) 562人（1日あたり）

ウ 患者食(見込み) 1日3回（朝・昼・夕） 給食数 395食（1回あたり） 給食率 78.1%

(3) 委託業務内容

委託業務内容は作業工程表（別表）及び調理等マニュアル（別紙1）に準じ次のとおりとし、年間を通じた毎日の業務である。

ア 給食材料全般（食品以外含む）の検収、搬入、搬送、保管、管理及び報告等

イ 給食原材料（保存食）の保管及び報告

ウ 患者食湯茶セット・お茶・箸（必要に応じてフォーク・スプーン等）

例）お茶 = やかんに粉茶を溶かし1人分ずつ茶碗に注ぐ。

= 病棟用ポットにお茶を準備する。

フォーク=スパゲティーのメニュー時に付ける。

スプーン=カレーライス、茶碗蒸しのメニュー時に付ける。

エ 職員が盛付けチェックした後のお膳を配膳車に入れる

オ 受託区域の清掃・器具類の洗浄、保管及び発生したゴミ等の処理

カ 甲の指示により、野菜の洗浄・下処理を実施する

キ 給食（配茶・下処理等）業務完了報告書（様式第2号）、栄養管理科個人衛生点検表（様式第3号）の記録及び報告

ク 研修会の計画書の提出及び実施報告書の提出

ケ 必要に応じ甲と協議のうえ、円滑な運営を図る

(4) 業務区分は、業務区分表（別紙2）のとおりとする。

(5) 経費区分

甲及び乙の経費区分の詳細については、経費負担区分表（別紙3）のとおりとする。

(6) 配膳時間

配膳時間は次のとおりとする。

区分	お茶準備	ベルコン業務	配膳引渡し終了
朝 食	6:00~6:30	6:30~8:00	8:00
昼 食	10:00~10:30	10:30~12:00	12:00
夕 食	16:00~16:30	16:30~18:00	18:00

(7) 廚房器械、器具及び食器等の設備

提供する施設の範囲及び器具及び食器のリストは、器具類一覧表（別紙4）のとおりとする。

ア 清掃、手入れ等は乙が善良な管理を行う。

イ 設置及び修繕は、現状により甲で行う。

ウ 破損した場合は、甲に受託責任者又は当事者が、直ちに報告する。

乙の責任に帰する原因による場合は、甲と協議の上、乙の責任において修理等を行うことがある。

(8) その他

ア 業務状況等の記録報告は毎日行い甲に報告するとともに保管しておく。

イ 病院から指示のあった事項についても記録し、保管しておく。

ウ 上記（1）から（8）において疑義が生じた場合は、甲と協議すること。

3 遵守事項

乙は業務の実施にあたり、関係法令に基づき次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 医療法施行規則（昭和23年11月5日付け厚令50）第9条の10、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」の通知（平成5年2月15日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知）及び「病院、診療所等の業務委託について」の通知（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）を厳守すること。
- (2) 乙は、業務従事者の服務規律の維持に責任を負うこと。
- (3) 業務従事者は、業務に關係のない場所には立ち入らないようにすること。
- (4) 業務従事者は、個人情報保護法に基づき業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならないこと。

4 配置する従業員の資格及び人員等

乙は事業所には業務の指導助言を行う者を専任で配置し、業務指導助言を行い、その記録は保管しておくこと。

人員数は、委託業務が確実に実施できる人数とし、業務の質の低下を招かないよう配慮するとともに、雇用は、原則として地元より行うこととする。

(1) 受託責任者

受託責任者は原則、患者等給食業務に従事した実務経験を有する者を配置するものとする。

(2) 副受託責任者

受託責任者が不在時は副受託責任者を配置させる。

(3) 従事者名簿及び勤務割当表

乙は、委託業務着手前に従事者の名簿（様式第1号）を提出し、勤務割当表を前月20日までに提出する。

また、勤務割当表に基づき就業する従事者について、勤務ができない事態が生じた場合、又は、生じる恐れが予測される場合は、業務に支障がないように従事者の補充等の措置をとる。従事者に変更が生じる場合についても、その変更の都度、甲に通知する。

(4) その他

業務従事者に知識、技能及び勤務態度等に著しく不適切であると甲が認めた場合には、乙は甲の協議に応じ、必要な場合には速やかに改善又は配置換えを行うものとする。

5 業務従事者の健康管理及び衛生管理

- (1) 乙は、委託業務着手前に、労働安全衛生規則に基づく健康診断の結果を甲に報告する。また、乙は、労働安全衛生規則に基づく業務従事者の定期健康診断を年1回実施し、その結果を甲に報告する。
- (2) 乙は、業務従事者の検便（赤痢、サルモネラ、腸管出血性大腸菌群（O-157、O-111、O-26））を毎月1回、ノロウイルスは10月から3月の間に毎月1回実施することとする。また、個人衛生点検を毎日実施し、その結果を甲に報告する。検便の結果異常が認められた場合は、速やかに甲に連絡し、指示に従うこととする。
- (3) 乙は、医療法、食品衛生法に定める基準以上の衛生管理を行うこととし、厚生労働省の示す「大量調理施設衛生管理マニュアル」（別添）を遵守する。

6 清掃及び清潔の保持

受託区域の清掃・清潔保持に努める。清掃は乙が行い、清掃周期は次のとおりとする。

- ア 器具、床、マット、排水溝（受けカゴ含む）、手洗い場、廊下、冷蔵庫（果物）、プレハブ冷蔵庫、食品倉庫、食品外倉庫、給湯器の周辺及びゴミ処理等は毎日
- イ 有害生物の発生防止及び必要に応じ駆除
- ウ その他は（別紙1）調理等マニュアルに準じる

7 従事者教育

- (1) 乙は、従事者に対し、定期的に研修及び入社時の教育や訓練を行い、事前に計画書を甲に提出し、また、実施後も実施内容報告書を甲に提出することとする。内容は記録し保管しておく。
- (2) 研修は、食品衛生、病態栄養、患者サービス、事故防止対策、施設の衛生管理等を項目とする。
- (3) 受託責任者は、甲の指定する日に甲と打ち合わせを行うこと。
- (4) 乙は県立病院の研修計画に基き業務に即した研修会を開催した場合は受講させること。
- (5) 委託導入時の業務事前研修は契約締結後から導入時までとする。

8 施設等の使用及び安全管理

- (1) 受託区域は、厨房図面（別紙5）で示す場所とし、使用時間は原則として5時45分から18時30分までとする。使用時間延長の場合は甲の承諾を得ること。
- (2) 受託区域は常に清潔、整理・整頓を心がけ、その都度又は定期的に清掃を行うこと。
- (3) 受託区域の電気のスイッチ、機器の電源、戸締り等の点検をし、甲に記録及び報告（任意様式）をする。危険物の取り扱いについては、十分留意し事故防止に努める。

9 その他

- (1) 盛付及び配膳ミス、異物混入及び事故食が発生した場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従い対処すること。また、報告書等（任意様式）を後日提出すること。
- (2) 乙は、火災・地震等の非常時には自衛消防隊員として甲の指揮下に入り、その対策に従事することとし、院内で実施する防災訓練に参加すること。
- (3) 院内の全職員を対象とする研修会には参加すること。
- (4) 非常事態発生については甲の指示に従うこと。
- (5) 通常以外の事態が生じた場合は甲と乙が協議し、甲の指示に従うこと。

年 月 日

岩手県立中央病院長 様

受託者



給食(配茶・下処理等)業務委託従事者名簿

給食（配茶・下処理等）業務完了報告書

岩手県立中央病院長 殿

総務課長	管財係長	管財係	栄養管理科長

下記にり、作業の終了について報告します。

業者名

作業責任者名 印

年 月 日 (曜日)

受託責任者名 印

1 稼働時間

	配茶			下処理等
	朝食	昼食	夕食	
作業開始時間	6:00	10:00	16:00	:
作業終了時間	8:00	12:00	18:00	:

2 患者食管理状況

確認事項および点検者		朝食	昼食	夕食
点検者				
配膳時の 点検事項		お茶:お茶、とろみ茶付		
		箸等:スプーン、フォーク付		

3 勤務状況

勤務区分			勤務者名	
早	:	～	:	
	:	～	:	
中A	:	～	:	
中B	:	～	:	
遅	:	～	:	

4 室温湿度確認(下処理室)

	6:00	13:00	15:00
温度(25°C以下)	°C	°C	°C
湿度(80%以下)	%	%	%

5 食数

朝食	食
昼食	食
夕食	食

6 清掃状況

下処理室		廊下		配茶コーナー	
食品倉庫		冷蔵庫(果物)		食品外倉庫	
ゴミ処理		プレハブ冷蔵庫			

7 特記事項・連絡等

--

個人衛生點檢表

様式第3号

年 月分

月分

氏名〔

۲۷۳

* 始業前に点検し、異常があれば申し出ること

*項目(1)～(3)は毎日点検すること

*項目(6), (7)は実施日に○を記入

調理等マニュアル

(食数管理・調理・配膳・下膳・洗浄等)

食数管理、調理、配膳、下膳、洗浄等マニュアルの基本となる考え方

- 1 本マニュアルは、「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)(最終改正:平成29年6月16日付け生食発0616第1号)」(厚生労働省)に基づいて編集した。
- 2 本マニュアルは、各大項目ごとに、項目「手順」は、基本的な業務手順を記載した。項目「注意事項」は、項目「手順」を行うにあたり留意する点と必要な知識について記載した。
- 3 「参考資料」は、調理方式(クックサーブ、クックチル方式等)が複数導入されているため、業務の習得と理解を共有するために編集した。

(1) 基本的な職場のマナー

① 仕事の心構え

- ・ 仕事の進め方

仕事は指示→確認→報告で進めていくので自己判断で勝手に進めない。

【指示】

上司または先輩から仕事の指示を受けたとき、指示内容を確認するために必要に応じてメモをとる。

【確認】

指示された内容を確認し、わからないことがあつたら、その場で質問する。

【報告】

指示を受ける時に、いつまでに報告をするのか確認する。

必要に応じて途中経過を報告する。

- ・ 上司や先輩の仕事から学ぶ。
- ・ 仕事は手順を考えて取り組む。
- ・ 業務中は私語を慎む。

【接遇の5つの基本】

- ・ 挨拶

相手の目を見てはっきりと爽やかな挨拶を心がけましょう。

- ・ 表情

「明るく、笑顔で」が基本です。

- ・ 身だしなみ

清潔感を心がけましょう。

- ・ 言葉使い

誠実、丁寧な言葉使いを心がけましょう。

- ・ 態度

公平な態度を心がけましょう。

- ・ 効率的な仕事ができるように心がける。
- ・ 予定時間に沿った効率的な仕事の進め方をする。
- ・ 常に「謙虚」な気持ちを忘れない。
- ・ 自分の仕事に責任を持ち、期日の決まった業務は期限を守る。
- ・ 業務上、知り得た情報を、院外の人に漏らしてはいけない。また、院内においてはプライバシーを守るために、話すときは場所、患者情報が記載されている書類等の取り扱いに注意すること。

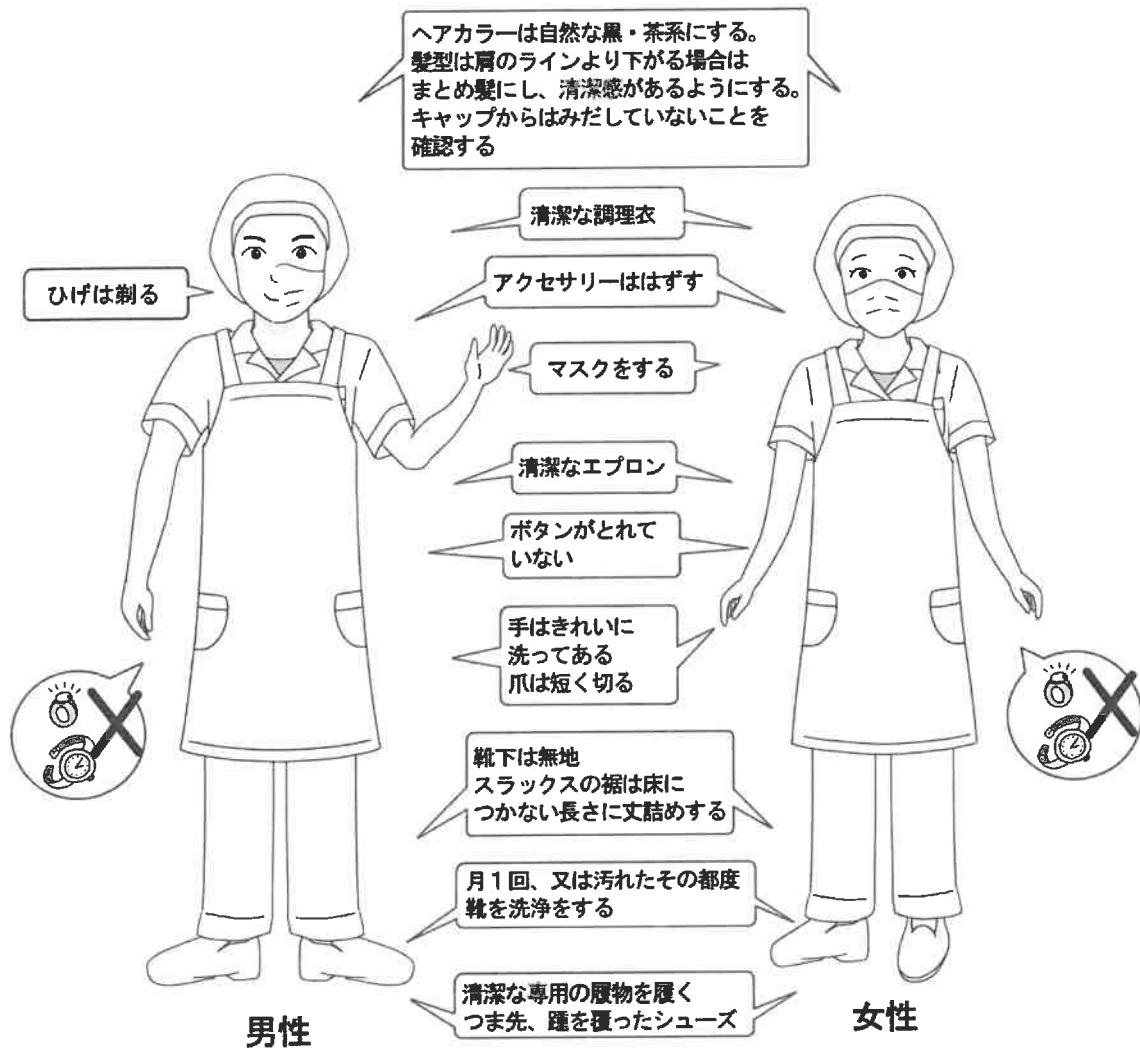
② 出勤時的心構え

- ・ ゆとりをもって出勤し始業に備える。
- ・ 自ら挨拶を心がける。
- ・ すがすがしい気持ちで仕事を始める環境をつくる。
- ・ 休みや病欠は、早めに職場に連絡をする。

③ 終業時的心構え

- ・ 今日の仕事は今日のうちに片付け、やり残したことがあれば翌日に行う。

(3)勤務時の身だしなみ(調理師及び調理手)



- 調理室から出る時は白衣、エプロン、帽子は脱いでマスクを外して履物を履き替える
- 科外に出る際は名札をつけること
- 異物混入になるような体毛は覆うか処理する
- 香水をつけない、過度な柔軟剤は控える
- 病棟に行く時は専用の白衣着用(各自1枚を病棟専用にしておく)
- 調理衣はクリーニングを基本
- 調理衣等をクリーニング以外で洗濯した場合はアイロン掛けを必ず行う。(加熱殺菌)
- 戸外に出る際は上下着替える
- 受託者は受託会社のルールに沿う

搬入業務

所要時間 分

指導者名				
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
使用器具	品温速度計、計量器、専用容器、筆記用具			
手 順	●衛生管理マニュアルに準じる事。			

- 1 納入業者の履物の履き替え等を確認する。
不適切な行為についてはその都度注意する。
- 2 検収時間・室温・検収者名を検収確認書へ記録する。
- 3 検収確認書に基づき品目及び納入量をチェックし、食材の品温測定、鮮度、品質消費期限、産地、異物混入の有無等の記録をする。
- 4 適切な専用容器に移し替える。(ダンボールの清潔区域への持ち込みは禁止)
- 5 冷蔵庫・冷凍庫、倉庫等の適切な保存場所に保管する。
- 6 食材等の保管後は病院栄養士に報告する。
- 7 病院栄養士は確認、点検する。

注意事項

- 1 生で食する材料の取扱いは十分に注意すること。
- 2 品質等に問題がある場合は交換する。
- 3
- 4
- 5

記載事項

- 1 衛生管理マニュアルを参照し掌握しておくこと
- 2

下処理

手順

- 1 使用器具や容器は、消毒済みのものを使用し、異物付着の有無を確認する
- 2 献立表を確認し、材料をそろえる
- 3 材料の鮮度、消費及び賞味期限を確認する
- 4 検食(原材料50g)をビニール袋に密封して入れ、専用冷凍庫に-20℃以下で2週間以上保管する
- 5 流水で3回以上水洗いし、材料の汚れを落とす
 - 土壌、虫、毛髪、小石、虫卵等の除去(検収書に結果を記載する)
- 6 専用のまな板、包丁、ざる等を使用し、材料を処理する
- 7 生食の場合は、専用のシンクを使用し、次亜塩素酸ナトリウムの0.01%希釀液にて10分間浸漬し、流水で十分すすぎ洗いをする
- 8 処理済み食材を、清潔なシートで覆い(容器が蓋付の場合を除く)専用の冷蔵庫に保管する
- 9 使用済みの調理器具および容器は、洗浄、殺菌し所定の場所に収納する
- 10 下処理室の床、シンク、調理台を清掃する

注意事項

- 1 汚染作業区域で、確実に行い、非汚染作業区域を汚染しないようにすること
- 2 同じ食材でも料理により切り方が異なるので献立表を確認すること
- 3 割卵は下処理室で行い、専用の器具および容器を使用し、作業後は手洗いをすること

湯茶セット・配茶

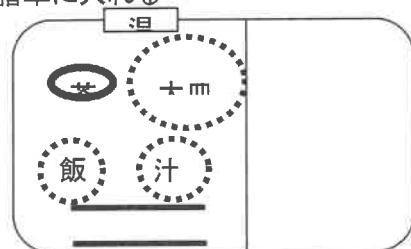
所要時間 分

指導者名				
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
使用器具	給湯機、やかん、ポット、台車			
手 順	●衛生管理マニュアルに準じる事。			

準備

- 1 身だしなみを整え、手の荒れ、傷等をチェックし、マスク、帽子を着用する
毛髪の付着のないよう他者からチェックを受ける。洗剤を使い手指の洗浄を行なう
- 2 お茶用の前掛けを使用する
- 3 食器消毒保管庫から茶碗、蓋、箸を出し2人でお茶を注ぐ。
お湯6ℓにお茶48g～50g(100cc:0.8g) ポットは各病棟 2本程度とする
お茶用トレーに50人分ずつセットする。
朝食分 6:00～6:30 昼食分 10:00～10:30 夕食分 16:00～16:30
お茶受けトレーは専用とし、上処理室に保管、使用後は上処理室で洗浄する
- 5 お茶担当者はチェックによる盛付け確認後のお膳にお茶・箸・必要に応じ
スプーンをセットする
朝食分 6:30～8:00 昼食分 10:30～12:00 夕食分 16:30～18:00
- 6 配膳入れ担当者は温冷配膳車の温を確認し、ステッカーを貼る(入れ違い防止のため)
- 7 全てがセットされたお膳を温冷位置を確認後配膳車に入れる

《 例 》



- 8 ベルコン業務終了後は配茶区域の清掃を行う
お茶用トレーは専用とし上処理室で洗浄し保管する。

注意事項

- 1 エアコンスイッチは病院職員が行う
- 2 温冷配膳車スイッチON及び温度確認は病院職員が行う
- 3

記載事項

- 1 衛生管理マニュアルを参照し掌握しておくこと

検 収

手 順

- 1 納入業者の履物の履き替え等を確認する
 - 不適切な行為については注意する
- 2 検収書に、検収時間、室温、湿度、検収者名を記録する
- 3 検収書に基づき、品目、納品数量、表面温度、鮮度、産地、異物混入(土壤、虫、毛髪、小石、虫卵等)の有無、消費期限、ロット番号(確認可能な物)等の記録をする

食品名	保存温度(表面温度)
魚	5℃以下
肉、卵(殻付)、納豆、豆腐、練り製品、乳製品	10℃以下
冷凍食品	-15℃以下
凍結卵	-18℃以下

- 4 品質等に問題がある場合は交換すること
- 5 適切な専用容器に移し替える(ダンボール等の配達用包装のまま清潔区域への持ち込みは禁止)
- 6 冷蔵庫、冷凍庫、倉庫等へ適切に保管する

注意事項

別紙2

業務区分表

区分	業務内容	委託側	受託側	備考
調理作業管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業実施状況の確認 ・ 1人分ずつの湯茶セット（給茶器管理含む） ・ 箸(必要に応じフォーク・スプーン・おしづり・割り箸)セット ・ 食事セット後のトレイを配膳車へ入れる ・ 作業記録及び報告 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
給食材料等管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食材料全般(食品以外含む)の検収、搬入、搬送、保管、在庫整理整頓、報告等 ・ 給食材料全般の点検及び確認と発注 (食品以外含む) 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
施設等管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託区域の主要な設備の設置・修繕 ・ 受託区域の調理機器類の管理の報告 ・ 受託区域の調理機器類の管理 ・ その他の設備（調理器具・食器等）の保守・管理 ・ 受託区域の使用食器の報告 ・〃 確認 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	
業務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務表の作成 ・ 業務分担・職員配置表の提示 ・ 業務分担・職員配置表の確認 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生面の遵守事項の作成 ・ 受託区域の給食材料の衛生管理 ・ 受託区域の器械・器具類の洗浄及び保管 ・ 調理従事者の衣服等の清潔保持状況の確認、報告 ・ 検査食用の原材料の確保・保管 ・ 直接納入業者に対する衛生管理の指示 ・ 衛生点検表の作成・報告 ・ 衛生点検の実施記録・確認 ・ 緊急対応を要する場合の指示 ・ 受託区域の作業後片付け、清掃及び塵芥処理 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理従事者等に対する研修 ・ 院内防災訓練への参加 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	
労働安全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務着手前の健康診断の実施及び報告 ・ 定期健康診断・検便の報告 ・ 上記健康診断及び検便結果の確認 ・ 事故防止対策の策定 	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	

別紙3

経費負担区分表

項目	委託者側	受託業者側	備考
施設設備費	○		厨房施設の設備
厨房機器類	○		設備機器の購入
厨房器具類	○		調理器具類の購入・補充
食器類	○		食器、補充
光熱水費	○		
修繕費	○		
食材料費	○		
消耗品費(洗浄に関するもの)	○		食器洗浄に要する洗剤及び漂白剤 残留テストの試薬
従業員の経費		○	人件費、保健衛生費、被服費(履物を含む)、福利厚生費、駐車場
清掃費	○		
ゴミ処理費	○		
害虫駆除費	○		
官庁諸手続き費用	○		
その他経費			上記にない経費が生じた場合には相互協議

別紙4

器具類一覧表

種類	サイズ	数	種類	サイズ	数
まな板	L	1	ブドウ切はさみ	個	2
包丁	L	3	計量器	100kg	1
バット	L	22		2kg	1
	M	35		1kg	1
	S	8	ポリたる	L	2
バット ふた	L	13		M深	1
	M	19	アルミたる	M	2
	S	4		S	2
ザル	L	2	L型台車	L	8
	M	1		S	5
	S	2	ロッカー	個	1
あげザル	L	1	モップ	本	1
物置台	LL	1	ほうき	本	1
	L	1	ちりとり	本	1
	M	4	デッキブラシ	本	2
アルミ棒	M	2	水かき	本	1
配茶ポット	1.8	3	魚・肉用バッド	大	9
給茶機		1		中	3
給茶用台車		2		小	3
お茶 茶わん	個	1300		小穴空き	2
はし	膳	1300	魚・肉用バッド 二	大	7
スプーン	本	300		中	3
フォーク	本	300		小	1

(別紙5)



別表

作業工程表

時間	作業内容	担当	G 備考
始業 6:00	朝食分配茶（患者1人分毎にコップにお茶を注ぐ） 病棟用お茶ポット準備	2名	6時30分までに 終了のこと
6:30	朝食分配膳入れ（コップに入れたお茶と箸を配膳トレーにセット及び セット完了の配膳トレーを配膳車に入れる）	2名	8時までに終了のこと
7:30	納品された給食材料の検収、搬入等 (概ね8時から14時の間に納品される全ての材料が対象 発注時間等の関係で所定の時間以外に納品された材料については、 納品の都度実施のこと)	2名	配膳終了後実施
8:00	昼のフルーツカット（数だし含む）	2名	病院担当
8:45	野菜洗浄・下処理 (納品された野菜全部の洗浄・皮むき等)	2名	11時までに終了
9:00	野菜上処理、夕のフルーツカット（数だし含む） (下処理した野菜を指定の大きさ、形状にカットすること)	2名	病院担当
9:30	昼食分配茶（患者1人分毎にコップにお茶を注ぐ） 病棟用お茶ポット準備	2名	10時30分まで に終了のこと
10:30	昼食分配膳入れ（コップに入れたお茶と箸を配膳トレーにセット及び セット完了の配膳トレーを配膳車に入れる）	2名	12時までに終了 のこと
12:30	清掃、消毒剤補充 検収	1名	
16:00	夕食分配茶（患者1人分毎にコップにお茶を注ぐ） 病棟用お茶ポット準備	2名	16時30分まで に終了こと
16:30	夕食分配膳入れ（コップに入れたお茶と箸を配膳トレーにセット及び セット完了の配膳トレーを配膳車に入れる）	2名	18時までに終了 のこと
終業 18:00			

※1 取り扱い食数 1日約1,185食

※2 休憩・休息時間を含むこと

大量調理施設衛生管理マニュアル

(平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添)
(最終改正 : 平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号)

I 趣 旨

本マニュアルは、集団給食施設等における食中毒を予防するために、HACCP の概念に基づき、調理過程における重要管理事項として、

- ① 原材料受入れ及び下処理段階における管理を徹底すること。
- ② 加熱調理食品については、中心部まで十分加熱し、食中毒菌等（ウイルスを含む。以下同じ。）を死滅させること。
- ③ 加熱調理後の食品及び非加熱調理食品の二次汚染防止を徹底すること。
- ④ 食中毒菌が付着した場合に菌の増殖を防ぐため、原材料及び調理後の食品の温度管理を徹底すること。

等を示したものである。

集団給食施設等においては、衛生管理体制を確立し、これらの重要管理事項について、点検・記録を行うとともに、必要な改善措置を講じる必要がある。また、これを遵守するため、更なる衛生知識の普及啓発に努める必要がある。

なお、本マニュアルは同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設に適用する。

II 重 要 管 理 事 項

1. 原材料の受入れ・下処理段階における管理

- (1) 原材料については、品名、仕入元の名称及び所在地、生産者（製造又は加工者を含む。）の名称及び所在地、ロットが確認可能な情報（年月日表示又はロット番号）並びに仕入れ年月日を記録し、1年間保管すること。
- (2) 原材料について納入業者が定期的に実施する微生物及び理化学検査の結果を提出させること。その結果については、保健所に相談するなどして、原材料として不適と判断した場合には、納入業者の変更等適切な措置を講じること。検査結果については、1年間保管すること。
- (3) 加熱せずに喫食する食品（牛乳、発酵乳、プリン等容器包装に入れられ、かつ、殺菌された食品を除く。）については、乾物や摂取量が少ない食品も含め、製造加工業者の衛生管理の体制について保健所の監視票、食品等事業者の自主管理記録票

等により確認するとともに、製造加工業者が従事者の健康状態の確認等ノロウイルス対策を適切に行っているかを確認すること。

- (4) 原材料の納入に際しては調理従事者等が必ず立ち合い、検収場で品質、鮮度、品温（納入業者が運搬の際、別添1に従い、適切な温度管理を行っていたかどうかを含む。）、異物の混入等につき、点検を行い、その結果を記録すること。
- (5) 原材料の納入に際しては、缶詰、乾物、調味料等常温保存可能なものを除き、食肉類、魚介類、野菜類等の生鮮食品については1回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにすること。
- (6) 野菜及び果物を加熱せずに供する場合には、別添2に従い、流水（食品製造用水^{注1}として用いるもの。以下同じ。）で十分洗浄し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウム等で殺菌^{注2}した後、流水で十分すすぎ洗いを行うこと。特に高齢者、若齢者及び抵抗力の弱い者を対象とした食事を提供する施設で、加熱せずに供する場合（表皮を除去する場合を除く。）には、殺菌を行うこと。

注1：従前の「飲用適の水」に同じ。（「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の改正により用語のみ読み替えたもの。定義については同告示の「第1 食品 B 食品一般の製造、加工及び調理基準」を参照のこと。）

注2：次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等の効果を有する亜塩素酸水（きのこ類を除く。）、亜塩素酸ナトリウム溶液（生食用野菜に限る。）、過酢酸製剤、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液。これらを使用する場合、食品衛生法で規定する「食品、添加物等の規格基準」を遵守すること。

2. 加熱調理食品の加熱温度管理

加熱調理食品は、別添2に従い、中心部温度計を用いるなどにより、中心部が75°Cで1分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85～90°Cで90秒間以上）又はこれと同等以上まで加熱されていることを確認するとともに、温度と時間の記録を行うこと。

3. 二次汚染の防止

- (1) 調理従事者等（食品の盛付け・配膳等、食品に接触する可能性のある者及び臨時職員を含む。以下同じ。）は、次に定める場合には、別添2に従い、必ず流水・石けんによる手洗いによりしっかりと2回（その他の時には丁寧に1回）手指の洗浄及び消毒を行うこと。なお、使い捨て手袋を使用する場合にも、原則として次に定める場合に交換を行うこと。
 - ① 作業開始前及び用便後
 - ② 汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する場合
 - ③ 食品に直接触れる作業にあたる直前

④ 生の食肉類、魚介類、卵殻等微生物の汚染源となるおそれのある食品等に触れた後、他の食品や器具等に触れる場合

⑤ 配膳の前

(2) 原材料は、隔壁等で他の場所から区分された専用の保管場に保管設備を設け、食肉類、魚介類、野菜類等、食材の分類ごとに区分して保管すること。

この場合、専用の衛生的なふた付き容器に入れ替えるなどにより、原材料の包装の汚染を保管設備に持ち込まないようにするとともに、原材料の相互汚染を防ぐこと。

(3) 下処理は汚染作業区域で確実に行い、非汚染作業区域を汚染しないようにすること。

(4) 包丁、まな板などの器具、容器等は用途別及び食品別（下処理用にあっては、魚介類用、食肉類用、野菜類用の別、調理用にあっては、加熱調理済み食品用、生食野菜用、生食魚介類用の別）にそれぞれ専用のものを用意し、混同しないようにして使用すること。

(5) 器具、容器等の使用後は、別添2に従い、全面を流水で洗浄し、さらに80°C、5分間以上の加熱又はこれと同等の効果を有する方法^{注3}で十分殺菌した後、乾燥させ、清潔な保管庫を用いるなどして衛生的に保管すること。

なお、調理場内における器具、容器等の使用後の洗浄・殺菌は、原則として全ての食品が調理場から搬出された後に行うこと。

また、器具、容器等の使用中も必要に応じ、同様の方法で熱湯殺菌を行うなど、衛生的に使用すること。この場合、洗浄水等が飛散しないように行うこと。なお、原材料用に使用した器具、容器等をそのまま調理後の食品用に使用するようなことは、けっして行わないこと。

(6) まな板、ざる、木製の器具は汚染が残存する可能性が高いので、特に十分な殺菌^{注4}に留意すること。なお、木製の器具は極力使用を控えることが望ましい。

(7) フードカッター、野菜切り機等の調理機械は、最低1日1回以上、分解して洗浄・殺菌^{注5}した後、乾燥させること。

(8) シンクは原則として用途別に相互汚染しないように設置すること。特に、加熱調理用食材、非加熱調理用食材、器具の洗浄等に用いるシンクを必ず別に設置すること。また、二次汚染を防止するため、洗浄・殺菌^{注5}し、清潔に保つこと。

(9) 食品並びに移動性の器具及び容器の取り扱いは、床面からの跳ね水等による汚染を防止するため、床面から60cm以上の場所で行うこと。ただし、跳ね水等からの直接汚染が防止できる食缶等で食品を取り扱う場合には、30cm以上の台にのせて行うこと。

(10) 加熱調理後の食品の冷却、非加熱調理食品の下処理後における調理場等での一時保管等は、他からの二次汚染を防止するため、清潔な場所で行うこと。

- (11) 調理終了後の食品は衛生的な容器にふたをして保存し、他からの二次汚染を防止すること。
- (12) 使用水は食品製造用水を用いること。また、使用水は、色、濁り、におい、異物のほか、貯水槽を設置している場合や井戸水等を殺菌・ろ過して使用する場合には、遊離残留塩素が0.1mg/l以上であることを始業前及び調理作業終了後に毎日検査し、記録すること。

注3：塩素系消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等）やエタノール系消毒剤には、ノロウイルスに対する不活化効果を期待できるものがある。使用する場合、濃度・方法等、製品の指示を守って使用すること。浸漬により使用することが望ましいが、浸漬が困難な場合にあっては、不織布等に十分浸み込ませて清拭すること。

（参考文献）「平成27年度ノロウイルスの不活化条件に関する調査報告書」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/johou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000125854.pdf>

注4：大型のまな板やざる等、十分な洗浄が困難な器具については、亜塩素酸水又は次亜塩素酸ナトリウム等の塩素系消毒剤に浸漬するなどして消毒を行うこと。

注5：80°Cで5分間以上の加熱又はこれと同等の効果を有する方法（注3参照）。

4. 原材料及び調理済み食品の温度管理

- (1) 原材料は、別添1に従い、戸棚、冷凍又は冷蔵設備に適切な温度で保存すること。
また、原材料搬入時の時刻、室温及び冷凍又は冷蔵設備内温度を記録すること。
- (2) 冷凍又は冷蔵設備から出した原材料は、速やかに下処理、調理を行うこと。非加熱で供される食品については、下処理後速やかに調理に移行すること。
- (3) 調理後直ちに提供される食品以外の食品は、食中毒菌の増殖を抑制するために、10°C以下又は65°C以上で管理することが必要である。（別添3参照）
- ① 加熱調理後、食品を冷却する場合には、食中毒菌の発育至適温度帯（約20°C～50°C）の時間を可能な限り短くするため、冷却機を用いたり、清潔な場所で衛生的な容器に小分けするなどして、30分以内に中心温度を20°C付近（又は60分以内に中心温度を10°C付近）まで下げるよう工夫すること。
この場合、冷却開始時刻、冷却終了時刻を記録すること。
- ② 調理が終了した食品は速やかに提供できるよう工夫すること。
調理終了後30分以内に提供できるものについては、調理終了時刻を記録すること。また、調理終了後提供まで30分以上を要する場合は次のア及びイによること。
- ア 温かい状態で提供される食品については、調理終了後速やかに保温食缶等に移し保存すること。この場合、食缶等へ移し替えた時刻を記録すること。
- イ その他の食品については、調理終了後提供まで10°C以下で保存すること。

この場合、保冷設備への搬入時刻、保冷設備内温度及び保冷設備からの搬出時刻を記録すること。

- ③ 配送過程においては保冷又は保温設備のある運搬車を用いるなど、10℃以下又は65℃以上の適切な温度管理を行い配送し、配送時刻の記録を行うこと。

また、65℃以上で提供される食品以外の食品については、保冷設備への搬入時刻及び保冷設備内温度の記録を行うこと。

- ④ 共同調理施設等で調理された食品を受け入れ、提供する施設においても、温かい状態で提供される食品以外の食品であって、提供まで30分以上を要する場合は提供まで10℃以下で保存すること。

この場合、保冷設備への搬入時刻、保冷設備内温度及び保冷設備からの搬出時刻を記録すること。

- (4) 調理後の食品は、調理終了後から2時間以内に喫食することが望ましい。

5. その他

(1) 施設設備の構造

- ① 隔壁等により、汚水溜、動物飼育場、廃棄物集積場等不潔な場所から完全に区別されていること。

- ② 施設の出入口及び窓は極力閉めておくとともに、外部に開放される部分には網戸、エアカーテン、自動ドア等を設置し、ねずみや昆虫の侵入を防止すること。

- ③ 食品の各調理過程ごとに、汚染作業区域（検収場、原材料の保管場、下処理場）、非汚染作業区域（さらに準清潔作業区域（調理場）と清潔作業区域（放冷・調製場、製品の保管場）に区分される。）を明確に区別すること。なお、各区域を固定し、それぞれを壁で区画する、床面を色別する、境界にテープをはる等により明確に区画することが望ましい。

- ④ 手洗い設備、履き物の消毒設備（履き物の交換が困難な場合に限る。）は、各作業区域の入り口手前に設置すること。

なお、手洗い設備は、感知式の設備等で、コック、ハンドル等を直接手で操作しない構造のものが望ましい。

- ⑤ 器具、容器等は、作業動線を考慮し、予め適切な場所に適切な数を配置しておくこと。

- ⑥ 床面に水を使用する部分にあっては、適当な勾配（100分の2程度）及び排水溝（100分の2から4程度の勾配を有するもの）を設けるなど排水が容易に行える構造であること。

- ⑦ シンク等の排水口は排水が飛散しない構造であること。

- ⑧ 全ての移動性の器具、容器等を衛生的に保管するため、外部から汚染されない構造の保管設備を設けること。

- ⑨ 便所等

ア 便所、休憩室及び更衣室は、隔壁により食品を取り扱う場所と必ず区分されていること。なお、調理場等から3m以上離れた場所に設けられていることが望ましい。

イ 便所には、専用の手洗い設備、専用の履き物が備えられていること。また、便所は、調理従事者等専用のものが設けられていることが望ましい。

⑩ その他

施設は、ドライシステム化を積極的に図ることが望ましい。

(2) 施設設備の管理

① 施設・設備は必要に応じて補修を行い、施設の床面（排水溝を含む。）、内壁のうち床面から1mまでの部分及び手指の触れる場所は1日に1回以上、施設の天井及び内壁のうち床面から1m以上の部分は1月に1回以上清掃し、必要に応じて、洗浄・消毒を行うこと。施設の清掃は全ての食品が調理場内から完全に搬出された後に行うこと。

② 施設におけるねずみ、昆虫等の発生状況を1月に1回以上巡回点検するとともに、ねずみ、昆虫の駆除を半年に1回以上（発生を確認した時にはその都度）実施し、その実施記録を1年間保管すること。また、施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態に保ち、ねずみや昆虫の繁殖場所の排除に努めること。

なお、殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品を汚染しないようその取り扱いに十分注意すること。

③ 施設は、衛生的な管理に努め、みだりに部外者を立ち入らせたり、調理作業に不必要的物品等を置いたりしないこと。

④ 原材料を配送用包装のまま非汚染作業区域に持ち込まないこと。

⑤ 施設は十分な換気を行い、高温多湿を避けること。調理場は湿度80%以下、温度は25°C以下に保つことが望ましい。

⑥ 手洗い設備には、手洗いに適当な石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、殺菌液等を定期的に補充し、常に使用できる状態にしておくこと。

⑦ 水道事業により供給される水以外の井戸水等の水を使用する場合には、公的検査機関、厚生労働大臣の登録検査機関等に依頼して、年2回以上水質検査を行うこと。検査の結果、飲用不適とされた場合は、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講じること。なお、検査結果は1年間保管すること。

⑧ 貯水槽は清潔を保持するため、専門の業者に委託して、年1回以上清掃すること。

なお、清掃した証明書は1年間保管すること。

- ⑨ 便所については、業務開始前、業務中及び業務終了後等定期的に清掃及び消毒剤による消毒を行って衛生的に保つこと^{注6}。
- ⑩ 施設（客席等の飲食施設、ロビー等の共用施設を含む。）において利用者等が嘔吐した場合には、消毒剤を用いて迅速かつ適切に嘔吐物の処理を行うこと^{注6}により、利用者及び調理従事者等へのノロウイルス感染及び施設の汚染防止に努めること。

注6：「ノロウイルスに関するQ & A」（厚生労働省）を参照のこと。

(3) 検食の保存

検食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、-20°C以下で2週間以上保存すること。

なお、原材料は、特に、洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で、調理済み食品は配膳後の状態で保存すること。

(4) 調理従事者等の衛生管理

- ① 調理従事者等は、便所及び風呂等における衛生的な生活環境を確保すること。
また、ノロウイルスの流行期には十分に加熱された食品を摂取する等により感染防止に努め、徹底した手洗いの励行を行うなど自らが施設や食品の汚染の原因とならないように措置するとともに、体調に留意し、健康な状態を保つように努めること。
- ② 調理従事者等は、毎日作業開始前に、自らの健康状態を衛生管理者に報告し、衛生管理者はその結果を記録すること。
- ③ 調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。検便検査^{注7}には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じて^{注8}ノロウイルスの検便検査に努めること。
- ④ ノロウイルスの無症状病原体保有者であることが判明した調理従事者等は、検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えるなど適切な措置をとることが望ましいこと。
- ⑤ 調理従事者等は下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。
- ⑥ 下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者等については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された調理従事者等は、検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えるなど適切な処置をとることが望ましいこと。
- ⑦ 調理従事者等が着用する帽子、外衣は毎日専用で清潔なものに交換すること。
- ⑧ 下処理場から調理場への移動の際には、外衣、履き物の交換等を行うこと。
(履き物の交換が困難な場合には履き物の消毒を必ず行うこと。)

- ⑨ 便所には、調理作業時に着用する外衣、帽子、履き物のまま入らないこと。
- ⑩ 調理、点検に従事しない者が、やむを得ず、調理施設に立ち入る場合には、専用の清潔な帽子、外衣及び履き物を着用させ、手洗い及び手指の消毒を行わせること。
- ⑪ 食中毒が発生した時の原因究明を確実に行うため、原則として、調理従事者等は当該施設で調理された食品を喫食しないこと。
ただし、原因究明に支障を来さないための措置が講じられている場合はこの限りでない。（試食担当者を限定すること等）

注7：ノロウイルスの検査に当たっては、遺伝子型によらず、概ね便1g当たり 10^5 オーダーのノロウイルスを検出できる検査法を用いることが望ましい。ただし、検査結果が陰性であっても検査感度によりノロウイルスを保有している可能性を踏まえた衛生管理が必要である。

注8：ノロウイルスの検便検査の実施に当たっては、調理従事者の健康確認の補完手段とする場合、家族等に感染性胃腸炎が疑われる有症者がいる場合、病原微生物検出情報においてノロウイルスの検出状況が増加している場合などの各食品等事業者の事情に応じ判断すること。

（5）その他

- ① 加熱調理食品にトッピングする非加熱調理食品は、直接喫食する非加熱調理食品と同様の衛生管理を行い、トッピングする時期は提供までの時間が極力短くなるようにすること。
- ② 廃棄物（調理施設内で生じた廃棄物及び返却された残渣をいう。）の管理は、次のように行うこと。
 - ア 廃棄物容器は、汚臭、汚液がもれないように管理するとともに、作業終了後は速やかに清掃し、衛生上支障のないように保持すること。
 - イ 返却された残渣は非汚染作業区域に持ち込まないこと。
 - ウ 廃棄物は、適宜集積場に搬出し、作業場に放置しないこと。
 - エ 廃棄物集積場は、廃棄物の搬出後清掃するなど、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう管理すること。

III 衛 生 管 理 体 制

1. 衛生管理体制の確立

- （1）調理施設の経営者又は学校長等施設の運営管理責任者（以下「責任者」という。）は、施設の衛生管理に関する責任者（以下「衛生管理者」という。）を指名すること。
なお、共同調理施設等で調理された食品を受け入れ、提供する施設においても、衛生管理者を指名すること。

- (2) 責任者は、日頃から食材の納入業者についての情報の収集に努め、品質管理の確かな業者から食材を購入すること。また、継続的に購入する場合は、配送中の保存温度の徹底を指示するほか、納入業者が定期的に行う原材料の微生物検査等の結果の提出を求める。
- (3) 責任者は、衛生管理者に別紙点検表に基づく点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認すること。点検結果については、1年間保管すること。
- (4) 責任者は、点検の結果、衛生管理者から改善不能な異常の発生の報告を受けた場合、食材の返品、メニューの一部削除、調理済み食品の回収等必要な措置を講ずること。
- (5) 責任者は、点検の結果、改善に時間を要する事態が生じた場合、必要な応急処置を講じるとともに、計画的に改善を行うこと。
- (6) 責任者は、衛生管理者及び調理従事者等に対して衛生管理及び食中毒防止に関する研修に参加させるなど必要な知識・技術の周知徹底を図ること。
- (7) 責任者は、調理従事者等を含め職員の健康管理及び健康状態の確認を組織的・継続的に行い、調理従事者等の感染及び調理従事者等からの施設汚染の防止に努めること。
- (8) 責任者は、衛生管理者に毎日作業開始前に、各調理従事者等の健康状態を確認させ、その結果を記録させること。
- (9) 責任者は、調理従事者等に定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けさせること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月の間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査を受けさせるよう努めること。
- (10) 責任者は、ノロウイルスの無症状病原体保有者であることが判明した調理従事者等を、検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えさせるなど適切な措置をとることが望ましいこと。
- (11) 責任者は、調理従事者等が下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事させないこと。
- (12) 責任者は、下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者等について、直ちに医療機関を受診させ、感染性疾患の有無を確認すること。ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された調理従事者等は、検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えさせるなど適切な処置をとることが望ましいこと。
- (13) 責任者は、調理従事者等について、ノロウイルスにより発症した調理従事者等と一緒に感染の原因と考えられる食事を喫食するなど、同一の感染機会があった可能性がある調理従事者等について速やかにノロウイルスの検便検査を実施し、検査

の結果ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じることが望ましいこと。

(14) 献立の作成に当たっては、施設の人員等の能力に余裕を持った献立作成を行うこと。

(15) 献立ごとの調理工程表の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 調理従事者等の汚染作業区域から非汚染作業区域への移動を極力行わないようにすること。

イ 調理従事者等の一日ごとの作業の分業化を図ることが望ましいこと。

ウ 調理終了後速やかに喫食されるよう工夫すること。

また、衛生管理者は調理工程表に基づき、調理従事者等と作業分担等について事前に十分な打合せを行うこと。

(16) 施設の衛生管理全般について、専門的な知識を有する者から定期的な指導、助言を受けることが望ましい。また、従事者の健康管理については、労働安全衛生法等関係法令に基づき産業医等から定期的な指導、助言を受けること。

(17) 高齢者や乳幼児が利用する施設等においては、平常時から施設長を責任者とする危機管理体制を整備し、感染拡大防止のための組織対応を文書化するとともに、具体的な対応訓練を行っておくことが望ましいこと。また、従業員あるいは利用者において下痢・嘔吐等の発生を迅速に把握するために、定常的に有症状者数を調査・監視することが望ましいこと。

(別添1) 原材料、製品等の保存温度

食 品 名	保 存 温 度
穀類加工品(小麦粉、デンプン) 砂 糖	室温 室温
食 肉 ・ 鯨 肉 細切した食肉・鯨肉を凍結したものを容器包装に入れたもの	10°C以下 -15°C以下
食 肉 製 品 鯨 肉 製 品	10°C以下 10°C以下
冷 冷 凍 食 肉 製 品 冷 冷 凍 鯨 肉 製 品	-15°C以下 -15°C以下
ゆ で だ こ 冷 冻 ゆ で だ こ 生 食 用 か き 生 食 用 冷 冻 か き 冷 冻 食 品	10°C以下 -15°C以下 10°C以下 -15°C以下 -15°C以下
魚肉ソーセージ、魚肉ハム及び特殊包装かまぼこ 冷凍魚肉ねり製品	10°C以下 -15°C以下
液 状 油 脂 固 形 油 脂 (ラード、マーガリン、ショートニング、カカラ脂)	室温 10°C以下
殻 付 卵 液 結 卵 凍 燥 卵 乾	10°C以下 8°C以下 -18°C以下 室温
ナ ッ ツ ッ ツ 類 チ ョ コ レ ー ト	15°C以下 15°C以下
生 鮮 果 実 ・ 野 菜 生 鮮 魚 介 類 (生食用鮮魚介類を含む。)	10°C前後 5°C以下
乳 脱 リ 濃 脂 脱 ク バ リ 一 缩 脂 ク バ チ 一 乳 練	{ 10°C以下 { 15°C以下
清 涼 飲 料 水 (食品衛生法の食品、添加物等の規格基準に規定のあるものについて は、当該保存基準に従うこと。)	室温

(別添2) 標 準 作 業 書

(手洗いマニュアル)

1. 水で手をぬらし石けんをつける。
 2. 指、腕を洗う。特に、指の間、指先をよく洗う。（30秒程度）
 3. 石けんをよく洗い流す。（20秒程度）
 4. 使い捨てペーパータオル等でふく。（タオル等の共用はしないこと。）
 5. 消毒用のアルコールをかけて手指によくすりこむ。
- （本文のⅡ3(1)で定める場合には、1から3までの手順を2回実施する。）

(器具等の洗浄・殺菌マニュアル)

1. 調理機械

- ① 機械本体・部品を分解する。なお、分解した部品は床にじか置きしないようする。
- ② 食品製造用水（40°C程度の微温水が望ましい。）で3回水洗いする。
- ③ スポンジタワシに中性洗剤又は弱アルカリ性洗剤をつけてよく洗浄する。
- ④ 食品製造用水（40°C程度の微温水が望ましい。）でよく洗剤を洗い流す。
- ⑤ 部品は80°Cで5分間以上の加熱又はこれと同等の効果を有する方法^{注1}で殺菌を行う。
- ⑥ よく乾燥させる。
- ⑦ 機械本体・部品を組み立てる。
- ⑧ 作業開始前に70%アルコール噴霧又はこれと同等の効果を有する方法で殺菌を行う。

2. 調理台

- ① 調理台周辺の片づけを行う。
- ② 食品製造用水（40°C程度の微温水が望ましい。）で3回水洗いする。
- ③ スポンジタワシに中性洗剤又は弱アルカリ性洗剤をつけてよく洗浄する。
- ④ 食品製造用水（40°C程度の微温水が望ましい。）でよく洗剤を洗い流す。
- ⑤ よく乾燥させる。
- ⑥ 70%アルコール噴霧又はこれと同等の効果を有する方法^{注1}で殺菌を行う。
- ⑦ 作業開始前に⑥と同様の方法で殺菌を行う。

3. まな板、包丁、へら等

- ① 食品製造用水（40°C程度の微温水が望ましい。）で3回水洗いする。
- ② スポンジタワシに中性洗剤又は弱アルカリ性洗剤をつけてよく洗浄する。
- ③ 食品製造用水（40°C程度の微温水が望ましい。）でよく洗剤を洗い流す。
- ④ 80°Cで5分間以上の加熱又はこれと同等の効果を有する方法^{注2}で殺菌を行う。

- ⑤ よく乾燥させる。
- ⑥ 清潔な保管庫にて保管する。

4. ふきん、タオル等

- ① 食品製造用水（40°C程度の微温水が望ましい。）で3回水洗いする。
- ② 中性洗剤又は弱アルカリ性洗剤をつけてよく洗浄する。
- ③ 食品製造用水（40°C程度の微温水が望ましい。）でよく洗剤を洗い流す。
- ④ 100°Cで5分間以上煮沸殺菌を行う。
- ⑤ 清潔な場所で乾燥、保管する。

注1：塩素系消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等）やエタノール系消毒剤には、ノロウイルスに対する不活化効果を期待できるものがある。使用する場合、濃度・方法等、製品の指示を守って使用すること。浸漬により使用することが望ましいが、浸漬が困難な場合にあっては、不織布等に十分浸み込ませて清拭すること。

（参考文献）「平成27年度ノロウイルスの不活化条件に関する調査報告書」

（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/jouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000125854.pdf>）

注2：大型のまな板やざる等、十分な洗浄が困難な器具については、亜塩素酸水又は次亜塩素酸ナトリウム等の塩素系消毒剤に浸漬するなどして消毒を行うこと。

（原材料等の保管管理マニュアル）

1. 野菜・果物^{注3}

- ① 衛生害虫、異物混入、腐敗・異臭等がないか点検する。異常品は返品又は使用禁止とする。
- ② 各材料ごとに、50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、-20°C以下で2週間以上保存する。（検食用）
- ③ 専用の清潔な容器に入れ替えるなどして、10°C前後で保存する。（冷凍野菜は-15°C以下）
- ④ 流水で3回以上水洗いする。
- ⑤ 中性洗剤で洗う。
- ⑥ 流水で十分すすぎ洗いする。
- ⑦ 必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウム等^{注4}で殺菌^{注5}した後、流水で十分すすぎ洗いする。
- ⑧ 水切りする。
- ⑨ 専用のまな板、包丁でカットする。
- ⑩ 清潔な容器に入れる。
- ⑪ 清潔なシートで覆い（容器がふた付きの場合を除く）、調理まで30分以上を要する場合には、10°C以下で冷蔵保存する。

注3：表面の汚れが除去され、分割・細切されずに皮付きで提供されるみかん等の果物にあっては、③から⑧までを省略して差し支えない。

注4：次亜塩素酸ナトリウム溶液（200mg/lで5分間又は100mg/lで10分間）又はこれと同等の効果を有する亜塩素酸水（きのこ類を除く。）、亜塩素酸ナトリウム溶液（生食用野菜に限る。）、過酢酸製剤、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液。これらを使用する場合、食品衛生法で規定する「食品、添加物等の規格基準」を遵守すること。

注5：高齢者、若齢者及び抵抗力の弱い者を対象とした食事を提供する施設で、加熱せずに供する場合（表皮を除去する場合を除く。）には、殺菌を行うこと。

2. 魚介類、食肉類

- ① 衛生害虫、異物混入、腐敗・異臭等がないか点検する。異常品は返品又は使用禁止とする。
- ② 各材料ごとに、50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、-20°C以下で2週間以上保存する。（検食用）
- ③ 専用の清潔な容器に入れ替えるなどして、食肉類については10°C以下、魚介類については5°C以下で保存する（冷凍で保存するものは-15°C以下）。
- ④ 必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウム等^{注6}で殺菌した後、流水で十分すすぎ洗いする。
- ⑤ 専用のまな板、包丁でカットする。
- ⑥ 速やかに調理へ移行させる。

注6：次亜塩素酸ナトリウム溶液（200mg/lで5分間又は100mg/lで10分間）又はこれと同等の効果を有する亜塩素酸水、亜塩素酸ナトリウム溶液（魚介類を除く。）、過酢酸製剤（魚介類を除く。）、次亜塩素酸水、次亜臭素酸水（魚介類を除く。）並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液。これらを使用する場合、食品衛生法で規定する「食品、添加物等の規格基準」を遵守すること。

（加熱調理食品の中心温度及び加熱時間の記録マニュアル）

1. 揚げ物

- ① 油温が設定した温度以上になったことを確認する。
- ② 調理を開始した時間を記録する。
- ③ 調理の途中で適当な時間を見はからって食品の中心温度を校正された温度計で3点以上測定し、全ての点において75°C以上に達していた場合には、それぞれの中心温度を記録するとともに、その時点からさらに1分以上加熱を続ける（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85~90°Cで90秒間以上）。
- ④ 最終的な加熱処理時間を記録する。
- ⑤ なお、複数回同一の作業を繰り返す場合には、油温が設定した温度以上であることを確認・記録し、①~④で設定した条件に基づき、加熱処理を行う。油温が設定した温度以上に達していない場合には、油温を上昇させるため必要な措置を講ずる。

2. 焼き物及び蒸し物

- ① 調理を開始した時間を記録する。
- ② 調理の途中で適当な時間を見はからって食品の中心温度を校正された温度計で3点以上測定し、全ての点において75°C以上に達していた場合には、それぞれの中

心温度を記録するとともに、その時点からさらに1分以上加熱を続ける（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85～90°Cで90秒間以上）。

- ③ 最終的な加熱処理時間を記録する。
- ④ なお、複数回同一の作業を繰り返す場合には、①～③で設定した条件に基づき、加熱処理を行う。この場合、中心温度の測定は、最も熱が通りにくいと考えられる場所の一点のみでもよい。

3. 煮物及び炒め物

調理の順序は食肉類の加熱を優先すること。食肉類、魚介類、野菜類の冷凍品を使用する場合には、十分解凍してから調理を行うこと。

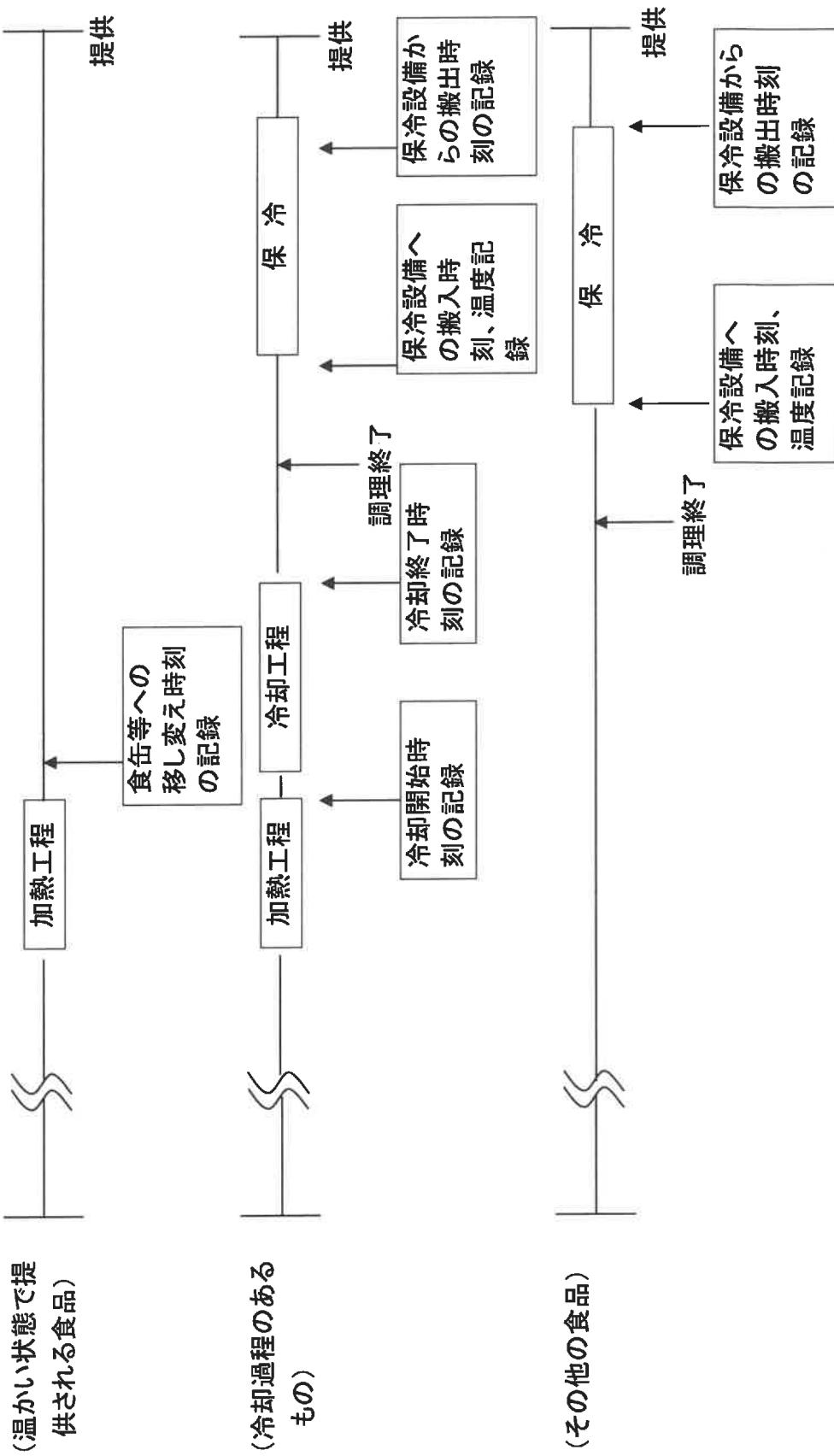
- ① 調理の途中で適当な時間を見はからって、最も熱が通りにくい食材を選び、食品の中心温度を校正された温度計で3点以上（煮物の場合は1点以上）測定し、全ての点において75°C以上に達していた場合には、それぞれの中心温度を記録するとともに、その時点からさらに1分以上加熱を続ける（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85～90°Cで90秒間以上）。

なお、中心温度を測定できるような食材がない場合には、調理釜の中心付近の温度を3点以上（煮物の場合は1点以上）測定する。

- ② 複数回同一の作業を繰り返す場合にも、同様に点検・記録を行う。

(別添3)

調理後の食品の温度管理に係る記録の取り方について
(調理終了後提供まで30分以上を要する場合)



(別紙)

調理施設の点検表

平成 年 月 日

責任者	衛生管理者

1. 毎日点検

	点 檢 項 目	点検結果
1	施設へのねずみや昆虫の侵入を防止するための設備に不備はありませんか。	
2	施設の清掃は、全ての食品が調理場内から完全に搬出された後、適切に実施されましたか。(床面、内壁のうち床面から1m以内の部分及び手指の触れる場所)	
3	施設に部外者が入ったり、調理作業に不必要的物品が置かれていたりしませんか。	
4	施設は十分な換気が行われ、高温多湿が避けられていますか。	
5	手洗い設備の石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、殺菌液は適切ですか。	

2. 1カ月ごとの点検

1	巡回点検の結果、ねずみや昆虫の発生はありませんか。	
2	ねずみや昆虫の駆除は半年以内に実施され、その記録が1年以上保存されていますか。	
3	汚染作業区域と非汚染作業区域が明確に区別されていますか。	
4	各作業区域の入り口手前に手洗い設備、履き物の消毒設備(履き物の交換が困難な場合に限る。)が設置されていますか。	
5	シンクは用途別に相互汚染しないように設置されていますか。 加熱調理用食材、非加熱調理用食材、器具の洗浄等を行うシンクは別に設置されていますか。	
6	シンク等の排水口は排水が飛散しない構造になっていますか。	
7	全ての移動性の器具、容器等を衛生的に保管するための設備が設けられていますか。	
8	便所には、専用の手洗い設備、専用の履き物が備えられていますか。	
9	施設の清掃は、全ての食品が調理場内から完全に排出された後、適切に実施されましたか。(天井、内壁のうち床面から1m以上の部分)	

3. 3カ月ごとの点検

1	施設は隔壁等により、不潔な場所から完全に区別されていますか。	
2	施設の床面は排水が容易に行える構造になっていますか。	
3	便所、休憩室及び更衣室は、隔壁により食品を取り扱う場所と区分されていますか。	

〈改善を行った点〉

〈計画的に改善すべき点〉

従事者等の衛生管理点検表

平成 年 月 日

責任者	衛生管理者

氏名	下痢	嘔吐	発熱等	化膿創	服装	帽子	毛髪	履物	爪	指輪等	手洗い

	点検項目	点検結果						
1	健康診断、検便検査の結果に異常はありませんか。							
2	下痢、嘔吐、発熱などの症状はありませんか。							
3	手指や顔面に化膿創はありませんか。							
4	着用する外衣、帽子は毎日専用で清潔のものに交換されていますか。							
5	毛髪が帽子から出ていませんか。							
6	作業場専用の履物を使っていますか。							
7	爪は短く切っていますか。							
8	指輪やマニキュアをしていませんか。							
9	手洗いを適切な時期に適切な方法で行っていますか。							
10	下処理から調理場への移動の際には外衣、履き物の交換(履き物の交換が困難な場合には、履物の消毒)が行われていますか。							
11	便所には、調理作業時に着用する外衣、帽子、履き物のまま入らないようにしていますか。							
12	調理、点検に従事しない者が、やむを得ず、調理施設に立ち入る場合には、専用の清潔な帽子、外衣及び履き物を着用させ、手洗い及び手指の消毒を行わせましたか。	<table border="1"> <tr> <td>立ち入った者</td> <td>点検結果</td> </tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	立ち入った者	点検結果				
立ち入った者	点検結果							

〈改善を行った点〉

〈計画的に改善すべき点〉

原材料の取扱い等点検表

平成 年 月 日

責任者	衛生管理者

① 原材料の取扱い(毎日点検)

	点 検 項 目	点検結果
1	原材料の納入に際しては調理従事者等が立ち会いましたか。 検収場で原材料の品質、鮮度、品温、異物の混入等について点検を行いましたか。	
2	原材料の納入に際し、生鮮食品については、1回で使い切る量を調理当日に仕入れましたか。	
3	原材料は分類ごとに区分して、原材料専用の保管場に保管設備を設け、適切な温度で保管されていますか。 原材料の搬入時の時刻及び温度の記録がされていますか。	
4	原材料の包装の汚染を保管設備に持ち込まないようにしていますか。 保管設備内での原材料の相互汚染が防がれていますか。	
5	原材料を配送用包装のまま非汚染作業区域に持ち込んでいませんか。	

② 原材料の取扱い(月1回点検)

	点 検 項 目	点検結果
	原材料について納入業者が定期的に実施する検査結果の提出が最近1か月以内にありましたか。	
	検査結果は1年間保管されていますか。	

③ 検食の保存

	点 検 項 目	点検結果
	検食は、原材料(購入した状態のもの)及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器に密封して入れ、-20°C以下で2週間以上保存されていますか。	

〈改善を行った点〉

〈計画的に改善すべき点〉

検収の記録簿

平成 年 月 日

責任者	衛生管理者

納品の時刻	納入業者名	品目名	生産地	期限表示	数量	鮮度	包装	品温	異物
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:									

〈進言事項〉

調理器具等及び使用水の点検表

平成 年 月 日

責任者	衛生管理者

① 調理器具、容器等の点検表

	点 検 項 目	点検結果
1	包丁、まな板等の調理器具は用途別及び食品別に用意し、混同しないように使用されていますか。	
2	調理器具、容器等は作業動線を考慮し、予め適切な場所に適切な数が配置されていますか。	
3	調理器具、容器等は使用後(必要に応じて使用中)に洗浄・殺菌し、乾燥されていますか。	
4	調理場内における器具、容器等の洗浄・殺菌は、全ての食品が調理場から搬出された後、行っていますか。(使用中等やむをえない場合は、洗浄水等が飛散しないように行うこと。)	
5	調理機械は、最低1日1回以上、分解して洗浄・消毒し、乾燥されていますか。	
6	全ての調理器具、容器等は衛生的に保管されていますか。	

② 使用水の点検表

採取場所	採取時期	色	濁り	臭い	異物	残留塩素濃度
						mg/l
						mg/l
						mg/l
						mg/l

③ 井戸水、貯水槽の点検表(月1回点検)

	点 検 項 目	点検結果
1	水道事業により供給される水以外の井戸水等の水を使用している場合には、半年以内に水質検査が実施されていますか。 検査結果は1年間保管されていますか。	
2	貯水槽は清潔を保持するため、1年内に清掃が実施されていますか。 清掃した証明書は1年間保管されていますか。	

〈改善を行った点〉

〈計画的に改善すべき点〉

調理等における点検表

平成 年 月 日

責任者	衛生管理者

① 下処理・調理中の取扱い

	点検項目	点検結果
1	非汚染作業染区域内に汚染を持ち込まないよう、下処理を確実に実施していますか。	
2	冷凍又は冷凍設備から出した原材料は速やかに下処理、調理に移行させていますか。 非加熱で供される食品は下処理後速やかに調理に移行していますか。	
3	野菜及び果物を加熱せずに供する場合には、適切な洗浄(必要に応じて殺菌)を実施していますか。	
4	加熱調理食品は中心部が十分(75°Cで1分間以上(二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85~90°Cで90秒間以上)等)加熱されていますか。	
5	食品及び移動性の調理器具並びに容器の取扱いは床面から60cm以上の場所で行われていますか。(ただし、跳ね水等からの直接汚染が防止できる食缶等で食品を取り扱う場合には、30cm以上の台にのせて行うこと。)	
6	加熱調理後の食品の冷却、非加熱調理食品の下処理後における調理場等での一時保管等は清潔な場所で行われていますか。	
7	加熱調理食品にトッピングする非加熱調理食品は、直接喫食する非加熱調理食品と同様の衛生管理を行い、トッピングする時期は提供までの時間が極力短くなるようにしていますか。	

② 調理後の取扱い

	点検項目	点検結果
1	加熱調理後、食品を冷却する場合には、速やかに中心温度を下げる工夫がされていますか。	
2	調理後の食品は、他からの二次汚染を防止するため、衛生的な容器にふたをして保存していますか。	
3	調理後の食品が適切に温度管理(冷却過程の温度管理を含む。)を行い、必要な時刻及び温度が記録されていますか。	
4	配送過程があるものは保冷又は保温設備のある運搬車を用いるなどにより、適切な温度管理を行い、必要な時間及び温度等が記録されていますか。	
5	調理後の食品は2時間以内に喫食されていますか。	

③ 廃棄物の取扱い

	点検項目	点検結果
1	廃棄物容器は、汚臭、汚液がもれないように管理するとともに、作業終了後は速やかに清掃し、衛生上支障のないように保持されていますか。	
2	返却された残渣は、非汚染作業区域に持ち込まれていませんか。	
3	廃棄物は、適宜集積場に搬出し、作業場に放置されていませんか。	
4	廃棄物集積場は、廃棄物の搬出後清掃するなど、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう管理されていますか。	

〈改善を行った点〉

〈計画的に改善すべき点〉

食品保管時の記録簿

平成 年 月 日

責任者	衛生管理者

① 原材料保管時

品目名	搬入時刻	搬入時設備内 (室内)温度	品目名	搬入時刻	搬入時設備内 (室内)温度

② 調理終了後30分以内に提供される食品

品目名	調理終了時刻	品目名	調理終了時刻

③ 調理終了後30分以上に提供される食品

ア 溫かい状態で提供される食品

品目名	食缶等への移し替え時刻

イ 加熱後冷却する食品

品目名	冷却開始時刻	冷却終了時刻	保冷設備への搬入時刻	保冷設備内温度	保冷設備からの搬出時刻

ウ その他の食品

品目名	保冷設備への搬入時刻	保冷設備内温度	保冷設備からの搬出時刻

〈進言事項〉

食品の加熱加工の記録簿

平成 年 月 日

責任者	衛生管理者

品目名 (揚げ物)	No.1			No.2(No.1で設定した条件に基づき実施)	
	①油温		°C	油温	°C
②調理開始時刻			:	No.3(No.1で設定した条件に基づき実施)	
③確認時の中心温度	サンプル A		°C	油温	°C
	B		°C	No.4(No.1で設定した条件に基づき実施)	
	C		°C	油温	°C
④⑤確認後の加熱時間				No.5(No.1で設定した条件に基づき実施)	
⑤全加熱処理時間				油温	°C

品目名 (焼き物、蒸し物)	No.1			No.2(No.1で設定した条件に基づき実施)	
	①調理開始時刻	:		確認時の中心温度	°C
②確認時の中心温度	サンプル A		°C	No.3(No.1で設定した条件に基づき実施)	
	B		°C	確認時の中心温度	°C
	C		°C	No.4(No.1で設定した条件に基づき実施)	
③④確認後の加熱時間				確認時の中心温度	°C
④全加熱処理時間					

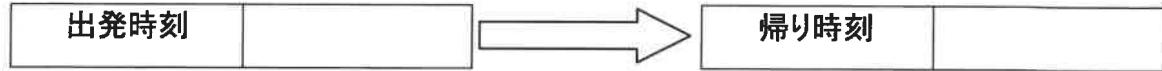
品目名 (煮物)	No.1			No.2		
	①確認時の中心温度	サンプル	°C	①確認時の中心温度	サンプル	°C
②①確認後の加熱時間				②①確認後の加熱時間		
(炒め物)	①確認時の中心温度	サンプル A	°C	①確認時の中心温度	サンプル A	°C
		B	°C		B	°C
		C	°C		C	°C
②①確認後の加熱時間				②①確認後の加熱時間		

〈改善を行った点〉
〈計画的に改善すべき点〉

配送先記録簿

平成 年 月 日

責任者	記録者



保冷設備への搬入時刻(　　:　　)

保冷設備内温度 (　　)

配送先	配送先所在地	品目名	数量	配送時刻
				:
				:
				:
				:
				:
				:
				:
				:

〈進言事項〉

大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）

新（改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）	旧（改正：平成28年10月6日付け生食発1006第1号）
<p>II 重要管理事項</p> <p>1. 原材料の受入れ・下処理段階における管理</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 加熱せずに喫食する食品（牛乳、発酵乳、プリン等容器包装に入れられ、かつ、殺菌された食品を除く。）については、乾物や摂取量が少ない食品も含め、製造加工業者の衛生管理の体制について保健所の監視票、食品等事業者の自主管理記録票等により確認するとともに、製造加工業者が従事者の健康状態の確認等ノロウイルス対策を適切に行っていけるかを確認すること。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>(6) 野菜及び果物を加熱せずに供する場合は、別添2に従い、流水（食品製造用水^{注1}として用いるもの。以下同じ。）で十分洗浄し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウム等で殺菌^{注2}した後、流水で十分すすぎ洗いを行うこと。<u>特に高齢者、若齢者及び抵抗力の弱い者を対象とした食事を提供する施設で、加熱せずに供する場合（表皮を除去する場合を除く。）には、殺菌を行うこと。</u></p> <p>2.～4.（略）</p> <p>5. その他</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 調理従事者等の衛生管理</p> <p>①（略）</p> <p>② <u>調理従事者等は、毎日作業開始前に、自らの健康状態を衛生管理者に報告し、衛生管理者はその結果を記録すること。</u></p> <p>③ 調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。検便検査^{注7}には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じて^{注8}ノロウイルスの検便検査に努めること。</p>	<p>II 重要管理事項</p> <p>1. 原材料の受入れ・下処理段階における管理</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>(5) 野菜及び果物を加熱せずに供する場合は、別添2に従い、流水（食品製造用水^{注1}として用いるもの。以下同じ。）で十分洗浄し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウム等で殺菌^{注2}した後、流水で十分すすぎ洗いを行うこと。</p> <p>2.～4.（略）</p> <p>5. その他</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 調理従事者等の衛生管理</p> <p>①（略）</p> <p>② 調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めること。また、<u>必要に応じ10月から3月にはノロウイルスの検査を含めること。</u></p>

<p>④ ノロウイルスの無症状病原体保有者であることが判明した調理従事者等は、検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えるなど適切な措置をとすることが望ましいこと。</p>	<p>(新設)</p>
<p>⑤ 略</p>	<p>③ 略</p>
<p>⑥ 下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者等については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された調理従事者等は、検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えるなど適切な処置をとることが望ましいこと。</p>	<p>④ 下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者等については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された調理従事者等は、リアルタイム法等の高感度の検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えるなど適切な処置をとることが望ましいこと。</p>
<p>⑦～⑩ 略</p>	<p>⑤～⑧ 略</p>
<p>⑪ 食中毒が発生した時の原因究明を確実に行うため、原則として、調理従事者等は当該施設で調理された食品を喫食しないこと。</p>	<p>⑨ 食中毒が発生した時の原因究明を確実に行うため、原則として、調理従事者等は当該施設で調理された食品を喫食しないこと。</p> <p>ただし、原因究明に支障を来さないための措置が講じられている場合はこの限りでない。（毎日の健康調査及び検便検査等）</p>
<p>ただし、原因究明に支障を来さないための措置が講じられている場合はこの限りでない。（試食担当者を限定すること等）</p>	<p>（毎日の健康調査及び検便検査等）</p>
<p><u>注7：ノロウイルスの検査に当たっては、遺伝子型によらず、概ね便1g当たり10^5オーダーのノロウイルスを検出できる検査法を用いることが望ましい。ただし、検査結果が陰性であっても検査感度によりノロウイルスを保有している可能性を踏まえた衛生管理が必要である。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>注8：ノロウイルスの検便検査の実施に当たっては、調理従事者の健康確認の補完手段とする場合、家族等に感染性胃腸炎が疑われる有症者がいる場合、病原微生物検出情報においてノロウイルスの検出状況が増加している場合などの各食品等事業者の事情に応じ判断すること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) 略</p>	<p>(5) 略</p>
<p>III 衛生管理体制</p>	<p>III 衛生管理体制</p>
<p>1. 衛生管理体制の確立</p>	<p>1. 衛生管理体制の確立</p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p>
<p>(7) 責任者は、調理従事者等を含め職員の健康</p>	<p>(7) 責任者は、調理従事者等を含め職員の健康</p>

<p>管理及び健康状態の<u>確認</u>を組織的・継続的に 行い、調理従事者等の感染及び調理従事者等 からの施設汚染の防止に努めること。</p>	<p>管理及び健康状態の<u>把握</u>を組織的・継続的に 行い、調理従事者等の感染及び調理従事者等 からの施設汚染の防止に努めること。</p>
<p>(8) 責任者は、衛生管理者に毎日作業開始前 に、各調理従事者等の健康状態を確認させ、 その結果を記録させること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(9) 責任者は、調理従事者等に定期的な健康診 断及び月に1回以上の検便を受けさせること。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査 を含めることとし、<u>10月から3月までの間</u> <u>には月に1回以上又は必要に応じてノロウイ ルスの検便検査を受けさせるよう努めるこ と。</u></p>	<p>(8) 責任者は、調理従事者等に定期的な健康診 断及び月に1回以上の検便を受けさせること。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査 を含めること。<u>また、必要に応じ10月か ら3月にはノロウイルスの検査を含めること が望ましいこと。</u></p>
<p>(10) 責任者は、ノロウイルスの無症状病原体保 有者であることが判明した調理従事者等を、 検便検査においてノロウイルスを保有してい ないことが確認されるまでの間、食品に直接 触れる調理作業を控えさせるなど適切な措置 をとることが望ましいこと。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(11) 略</p>	<p>(9) 略</p>
<p>(12) 責任者は、下痢又は嘔吐等の症状がある調 理従事者等について、直ちに医療機関を受診 させ、感染性疾患の有無を確認すること。ノ ロウイルスを原因とする感染性疾患による症 状と診断された調理従事者等は、検便検査に においてノロウイルスを保有していないことが 確認されるまでの間、食品に直接触れる調理 作業を控えさせるなど適切な処置をとること が望ましいこと。</p>	<p>(10) 責任者は、下痢又は嘔吐等の症状がある調 理従事者等について、直ちに医療機関を受診 させ、感染性疾患の有無を確認すること。ノ ロウイルスを原因とする感染性疾患による症 状と診断された調理従事者等は、<u>リアルタイ ムPCR法等の高感度の検便検査</u>において ノロウイルスを保有していないことが確認 されるまでの間、食品に直接触れる調理作 業を控えさせるなど適切な処置をとること が望ましいこと。</p>
<p>(13) 責任者は、調理従事者等について、ノロ ウイルスにより発症した調理従事者等と一 緒に感染の原因と考えられる食事を喫食す るなど、同一の感染機会があった可能性が ある調理従事者等について速やかに<u>ノロウ イルスの検便検査</u>を実施し、検査の結果ノ ロウイルスを保有していないことが確認さ</p>	<p>(11) 責任者は、調理従事者等について、ノ ロウイルスにより発症した調理従事者等 と一緒に感染の原因と考えられる食事を 喫食するなど、同一の感染機会があつた可 能性がある調理従事者等について速やかに <u>リアルタイムPCR法等の高感度の</u> 検便検査を実施し、検査の結果ノロウイ ルスを保有していないことが確認される</p>

<p>れるまでの間、調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じることが望ましいこと。</p> <p><u>(14) (15) (略)</u></p> <p>(16) 施設の衛生管理全般について、専門的な知識を有する者から定期的な指導、助言を受けることが望ましい。また、従事者の健康管理については、労働安全衛生法等関係法令に基づき産業医等から定期的な指導、助言を受けること。</p> <p>(17) 高齢者や乳幼児が利用する施設等においては、平常時から施設長を責任者とする危機管理体制を整備し、感染拡大防止のための組織対応を文書化するとともに、具体的な対応訓練を行っておくことが望ましいこと。また、従業員あるいは利用者において下痢・嘔吐等の発生を迅速に把握するために、定常的に有症状者数を調査・監視することが望ましいこと。</p>	<p>までの間、調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じることが望ましいこと。</p> <p>(12) (13) 略</p> <p>(14) 施設に所属する医師、薬剤師等専門的な知識を有する者の定期的な指導、助言を受けること。</p> <p>(15) 高齢者や乳幼児が利用する施設等においては、平常時から施設長を責任者とする危機管理体制を整備し、感染拡大防止のための組織対応を文書化するとともに、具体的な対応訓練を行っておくことが望ましいこと。また、従業員あるいは利用者において下痢・嘔吐症の発生を迅速に把握するために、定常的に有症状者数を調査・監視することが望ましいこと。</p> <p>別添2 (原材料等の保管管理マニュアル) 1. 野菜・果物^{注3} ⑦必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウム等^{注4}で殺菌^{注5}した後、流水で十分すすぎ洗いする。</p> <p><u>注5：高齢者、若齢者及び抵抗力の弱い者を対象とした食事を提供する施設で、加熱せずに供する場合（表皮を除去する場合を除く。）には、殺菌を行うこと。</u></p> <p>別添2 (原材料等の保管管理マニュアル) 1. 野菜・果物^{注3} ⑦必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウム等^{注4}で殺菌した後、流水で十分すすぎ洗いする。</p> <p>(新設)</p>
---	---

別紙「従事者等の衛生管理点検表」

従事者等の衛生管理点検表

平成 年 月 日

責任者	衛生管理者

氏名	工場	塗装	化粧剤	脂類	帽子	毛髪	爪	指輪等	手洗い
職種	塗装	塗装	化粧剤	脂類	帽子	毛髪	爪	指輪等	手洗い
職務	塗装	塗装	化粧剤	脂類	帽子	毛髪	爪	指輪等	手洗い
職務	塗装	塗装	化粧剤	脂類	帽子	毛髪	爪	指輪等	手洗い
職務	塗装	塗装	化粧剤	脂類	帽子	毛髪	爪	指輪等	手洗い
職務	塗装	塗装	化粧剤	脂類	帽子	毛髪	爪	指輪等	手洗い
職務	塗装	塗装	化粧剤	脂類	帽子	毛髪	爪	指輪等	手洗い
職務	塗装	塗装	化粧剤	脂類	帽子	毛髪	爪	指輪等	手洗い
職務	塗装	塗装	化粧剤	脂類	帽子	毛髪	爪	指輪等	手洗い
職務	塗装	塗装	化粧剤	脂類	帽子	毛髪	爪	指輪等	手洗い

点検項目		点検結果
1	健診診断、検査検査の結果に異常はありませんか。	
2	下痢、発熱、発熱などの症状はありませんか。	
3	手袋や面鏡に化粧剤がありますか。	
4	着用する外衣、帽子は毎日専用で清潔のものに交換されていますか。	
5	毛笠が帽子から出ていますか。	
6	作業場専用の靴をはいていますか。	
7	爪は短く切っていますか。	
8	指輪やマニキュアをしていませんか。	
9	手洗いを適切な時間に適切な方法で行っていますか。	
10	下地剥離から塗装場への移動の際には外衣、履き物の交換(履き物の交換が困難な場合には、履物の清掃)が行われていますか。	
11	便所には、崩壊作業時に着用する外衣、帽子、履き物のまま入らないようにしていますか。	
12	調理、点検に従事しない者が、やむを得ず、調理施設に立ち入りる場合には、専用の清潔な帽子、外衣及び履き物を着用させ、手洗い及び手指の消毒を行わせましたか。	立ち入った者 点検結果

(改善を行った点)

(今後改めて改善すべき点)

別紙「従事者等の衛生管理点検表」

従事者等の衛生管理点検表

平成 年 月 日

責任者	衛生管理者

氏名	工具	化粧剤	脂類	帽子	毛髪	履物	爪	指輪等	手洗い

点検項目		点検結果
1	健診診断、検査検査の結果に異常はありませんか。	
2	下痢、発熱などの症状はありませんか。	
3	手袋や面鏡に化粧剤がありますか。	
4	着用する外衣、帽子は毎日専用で清潔のものに交換されていますか。	
5	毛笠が帽子から出ていますか。	
6	作業場専用の便器を使用していますか。	
7	爪は短く切っていますか。	
8	指輪やマニキュアをしていませんか。	
9	手洗いを適切な時間に適切な方法で行っていますか。	
10	下地剥離から塗装場への移動の際には外衣、履き物の交換(履き物の交換が困難な場合には、履物の清掃)が行われていますか。	
11	便所には、崩壊作業時に着用する外衣、帽子、履き物のまま入らないようにしていますか。	
12	調理、点検に従事しない者が、やむを得ず、調理施設に立ち入りた場合は、専用の清潔な帽子、外衣及び履き物を着用させ、手洗い及び手指の消毒を行わせよとしたか。	立ち入った者 点検結果

(改善を行った点)

(計画的に改善すべき点)